リーディング・テキスト(2):法律行為

もう一つの例は、結婚です。結婚も法律行為です。結婚すると、当事者の間に特別の ほうりつかんけい せいりつ 法律関係が成立します。それは、夫婦関係です。夫婦関係が成立すると、両当事者は夫 と妻となり、それぞれが相手方に対して、やはり一定の権利を取得し、一定の義務を負い ます。

私たちは、毎日、いろいろな社会的な行為をしていますが、その全てが法律行為ではありません。法律的に意味がない行為や、裁判所によって保護されない行為があります。 例えば、花子さんと富士男さんは恋人同士です。ある日、二人はある宗教 団体を訪問して、「私たちが結婚できるように、祈ってください。もし結婚できたら、私たちは、この教 団の信者になります。それに、百万円を寄付します。」と約束したとします。しかし、このような約束は、本当の法律行為でしょうか。もし花子さんと富士男さんが本当に結婚できたとしても、二人には教 団の信者になったり、お金を寄付したりする法律的な義務はありません。教 団には、裁判所に対して、二人に約束を等らせるよう請求すると、教育はありません。もちろん、二人には約束を守る道徳上の義務はあるかもしれません。このような義務を「自然債務」と呼びます。

また、形が本当の法律行為と同じでも、その内容が法律に違反する場合は、その行為 は法律行為ではありません。例えば、覚せい剤の売買を内容とする契約の場合です。 裁判所は、このような契約を守るように、当事者を強制することはありません。法律に 違反していなくても、道徳に 著 しく反する内容の行為も、裁判所は保護しません。 例えば、富士男さんがある会社に 就 職 するとき、その雇用契約の中に「被用者がガンなどの重大な病気になったときは、直ぐに退職する」という条項があったとします。このような条項は、たとえ違法ではなくても、著 しく反道徳的ですから、裁判所がこのような条項は、たとえ違法ではなくても、著 しく反道徳的ですから、裁判所がこのような契約条項を強制することはありません。このルールは、「公序良俗に反する行為は、無効である」と表現されます。

民法第90条(公序良俗)

おおやけ ちつじょ ぜんりょう ふうぞく はん ほうりつこうい せこう 公 の秩序または善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

มาตรา ๑๕๐

การใดมีวัตถุประสงค์เป็นการต้องห้ามชัดแจ้งโดยกฎหมาย เป็นการพ้นวิสัยหรือเป็นการขัด ต่อความสงบเรียบร้อยหรือศีลธรรมอันดีของประชาชน การนั้นเป็นโมฆะ